

第十三條 中央執行委員會は中央執行本負、書記長及び會計監督を以て構成す
最高執行機関にして党を代表し大會並に中央委員會に對し責任を負
ふものとす。

第十四條 中央執行委員會は必要に應じ組織部、宣傳部、教育部、出版部、
調査部、事業部、國幣部、部門を設くることを得、

第十五條 各部門は中央執行委員會の統制を受け部長一名、部員若干名を以
て構成し中央執行委員會之に任ぜす。

第五章 本部役員

第十五條 本部に左の役員を置く

- 一、中央執行委員會議長 一名、
- 二、中央執行委員 若干名
- 三、書記長 一名、
- 四、會計監督 一名、
- 五、會計 一名、
- 六、部長 若干名

第十六條 本部役員は左の方法により選任す。

- 一、中央執行委員會議長、中央執行委員、書記長、會計監督は中央委員を互選す。
- 二、部長及會計は中央執行委員會之に任命す。

第十七條 書記長は中央執行委員會の命を受け党務を処理す。

第十八條 會計は党の會計事務を処理す。

第十九條 會計監督は党の會計事務を監督す。

第二十條 各部長は當該部門を統轄す。

第二十一條 部長及び會計は中央委員會並に中央執行委員會に出席して其の所
管する事項に關し發言することを得。

第二十二條 役員は任期は一年とす。但し再選を妨げず。

第六章 支部

第二十三條 支部は衆議院選挙區毎に黨員五十名以上を以て組織す。但し必
要ある場合は執行委員會の承認を経て適宜之を組織することを得。

第二十四條 支部は左の機関を置く。一、大會。二、執行委員會。

第二十五條 支部は必要に應じ分會を設置することを得。

第二十六條 支部は黨員名簿、役員、住所氏名支部規約に党本部費一ヶ年を添へ

中央執行委員會届出で其の承認を得ることを得。

第二十七條 支部規約は別に定めたる支部規約準則に據ることを得。